

非常用電源確保対策事業について

この事業は、災害時などの際、在宅で人工呼吸器等の医療機器を使用して生活している方に対し、非常用電源の確保を目的に発電機等の貸し出しを行う事業です。

発電機等の貸し出しを希望される場合は、事前の登録が必要です。

災害が起こる
前に登録を。



1. 事前登録の流れ

- ① 利用を希望される場合は、別紙の「事前登録申請書」に、利用を希望される方のお名前、ご住所、現在使用されている医療機器等について記載し、下記の各市担当課若しくは保健所に提出してください。

【非常用電源確保事業担当課】

- ◆松江市にお住まいの方…松江市役所 障がい者福祉課 〒690-8540 松江市末次町 86 ☎0852-55-5304
 - ◆安来市にお住まいの方…安来市役所 福祉課 〒692-0404 安来市広瀬町広瀬 1930-1 ☎0854-23-3216
- 【松江保健所 医事・難病支援課】 〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 ☎0852-23-1315

- ② 「事前登録申請書」により、松江保健所に登録されます。

2. 災害時に、発電機等の貸し出しを希望される場合

- ① 災害時に発電機の利用を希望される場合は、市担当課に連絡をしてください。
(市担当課に連絡がつかない場合は直接保健所に連絡をしてください。)

災害が起こった
時、発電機が必
要な場合は連絡
をしてくださ
い。

- ② 連絡を受けた市役所の担当者が、ご自宅や避難所等に発電機等を届けます。
(災害状況により、災害時個別支援計画に記載されたサービス提供支援者や貸出希望者家族等による搬送も可能です。)

- ③ 発電機等の使用が不用になった場合は、上記の担当課に返却してください。
返却の際は、使用した燃料を満充電[※]にして、ご返却ください。

※燃料の充電については下記「山陰酸素工業（株）」まで。

松江支店	〒690-0038 島根県松江市平成町 182-29	Tel : 0852-23-3600
安来支店	〒692-0011 島根県安来市安来町 1054-1	Tel : 0854-22-3331



※事前に災害発生が予測される場合等は、予め各市庁舎若しくは登録者の使用場所まで搬送が可能です。

3. 対象となる方

島根県内にお住まいで、在宅で人工呼吸器等を利用している、重症心身障がい児・者、及び、難病の方です。

4. 貸し出し用の発電機について

- ・発電機は、人工呼吸器等の医療機器の電源としては使用できません。予備バッテリー等の充電器として使用できます。
- ・発電機を設置するため、屋外で雨がからず高温にならない場所の確保が必要です。

お問い合わせ先

- ◆松江保健所 医事・難病支援課 ☎0852-23-1315
- ◆松江市障がい者福祉課 ☎0852-55-5304
- ◆安来市福祉課 ☎0854-23-3216